三重県医師修学資金貸与制度(地域枠コース)の概要 (令和2年度貸与者用)

医療保健部医療介護人材課

(1) 対象者

・三重大学医学部地域枠の医学生(1~6年生)

(2)貸与額

· 入学初年度(大学1年生)

1,517,800 円

・次年度以降(大学2年生から6年生まで) 各年度 1,235,800円

(参考: 入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円)

(3)返還免除条件

医学部を卒業後、医師として9年間(うち地域枠 A・地域医療枠は1年間を医師不足地域(※1)、地域枠 B は2年間を推薦地域)、県内医療機関で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します。

	臨床研修 (卒後1·2年目)	県内病院勤務 (卒後3年目~9年目(※3))
場所	県内の 臨床研修病院 (※2)	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム(※4)のうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」を 選択し、医師不足地域の医療機関を含む複数の県内医 療機関(※5)で勤務

※1 「三重県医師確保計画」(令和2年3月末策定)に定める医師少数区域及び医師少数スポット を指します。

(対象地域)

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、 紀宝町、伊賀市、名張市、津市(白山町、美杉町に限る)、松阪市(飯南町、飯高町に限る)、 いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

- ※2 県内にある国が定める臨床研修病院で修了すること。
- ※3 専門研修プログラムに基づき県外で勤務する場合は、2年間以内でかつ正規の研修期間の 1/2以内であれば中断を認める。 専攻する診療科の事情等により、やむを得ない場合には、2年超の中断についても個別に審 査する。
- ※4 医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立を 図るため、医学部卒業後9年間のキャリア形成を定めたもの。三重県地域医療支援センター が作成。

※5 県内医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系(一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど)、外科系(一般、消化器、小児など)、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

- ② へき地医療機関等
 - ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所
 - イ 県内の公立の医療機関のうち過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第 2条第2項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域 をその区域とする市町又は同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域 に存するもの
- ③ ①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

(4) その他

申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後の キャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。